

資料4

令和3年度第1回 地域保健推進協議会母子保健部会

(議題3) 「通所型産後ケア事業の導入
について」

船橋市保健所 地域保健課

1. 根拠法令

○母子保健法第17条の2 産後ケア事業

○「母子保健法の一部を改正する法律」が令和元年12月6日公布、令和3年4月1日に施行された。

【改正趣旨（抜粋）】

家族等から十分な育児等の支援が得られず、心身の不調や育児不安を抱える出産後1年以内の母親とその子を対象に、助産師等の看護職が中心となり、母体の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援するため、産後ケア事業の全国展開を図ることを目的とした。

2. 「船橋市母子保健計画の位置づけ」

基盤課題C	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
課題の説明	親子が孤立することなく、子どもが健やかに成長できる街を目指す。
目 標	(健康水準) 船橋市で子育てしたいと思う保護者が増える (環境整備) 妊産婦にやさしい地域づくりができる
評価指標	(健康水準) この地域で今後も子育てしていきたいと思う親の割合。 (環境整備) 産後ケア事業の実施種類 ※5年後「通所型」「訪問型」も実施

3. 通所型産後ケアの対象（月齢）について

一般的には出産後4か月頃までの時期が専門的な指導又はケアが必要な時期として設定されていたが、低出生体重児等の場合に、入院期間の長期化で退院時期が出産後4か月を超える場合もあることや、産婦の自殺は出産後5か月以降にも認められることなど、産後1年を通じてメンタルヘルスケアの重要性が高いことなどを踏まえて、「出産後1年」と改正。（ガイドラインより）

委託先として産婦人科医療機関及び助産院を考えていたため、乳児用のベッドのサイズや活動範囲の広さ、対応するスタッフの確保の問題もあり、「出産後4か月未満」と検討したが、小児科医療機関での実施可能性の話もあがっており、実施施設によって受け入れ可能な対象（月齢）を設定することで「生後1年未満」で検討していく。

4. 通所型産後ケアの内容について①

利用者は必要なサービス（①～④の一部又は全部）を受ける

①母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導

②母親の心理的ケア

③適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）

④育児の手技についての具体的な指導及び相談

（ガイドラインより）

上記のケア内容実施とレスパイトを可能にするため、下記の枠組みを必須と考えている。

①1回の利用時間は7時間程度

②母の昼食の提供

③母親が昼寝も可能な、身体を横にして休めるスペース（ベッド等）の確保

④助産師による授乳・育児状況の把握と相談

4. 通所型産後ケアの内容について②

ガイドライン①～④の内容の他、委員の皆様から「産婦同士の交流」「次回の妊娠も視野に入れた食生活の振り返りと指導」「子育てを楽しむ思考や方法を一緒に考え実践できるような支援」、可能であれば「兄弟と一緒にの利用」「送迎」の意見をいただいた。

「交流」については、施設において1日の利用対応可能人数にもよるので、体制が取れるところの1つの特徴として盛り込めると良いと考える。「食生活の振り返り」「子育てを楽しむ思考や方法」等については、当日の利用開始時面接において行う生活状況・育児状況の確認の際の必須項目とし、当日の支援につなげられると考える。「兄弟同伴」については「宿泊型」と同様に、対応可能な施設があればオプションサービスとしての対応をお願いしたいと考えている。「送迎」についても同様の考えである。

5. 利用料金（自己負担）について

市町村が実施する産後ケア事業については、短期入所型、居宅訪問型とも利用者から産後ケア等のサービスに係る利用料金を徴収する。また、生活保護世帯、低所得者世帯は、周囲から支援が得られない等の社会的リスクが高いと考えられるため、利用料の減免措置等の配慮が行われることが望ましい。（ガイドラインより 抜粋）

委員からの回答では低価格が望ましいが2,000～3,000円位が妥当ではないかとの意見が多かった。
当市の令和2年度の「宿泊型」の自己負担が利用料金の1割負担の設定で、1泊2日5,600円、1日追加2,800円であること、他市の状況としても利用料金の1割～2割負担の設定となっている。事業の委託料金の設定と併せて財政部局と今後検討してく。なお、生活保護世帯、市民税非課税世帯についての減免措置は「宿泊型」と同様に対応する。